

インターネット上の人権侵害の防止に関する条例（案）

修正前	修正後	考え方
（目的） 第1条 この条例は、悪質な誹謗中傷、プライバシーを侵害する言動、部落差別やヘイトスピーチなど不当な差別的言動等がインターネットを通じて容易に拡散され、深刻な社会問題となっていることを踏まえ、インターネット上の人権侵害は許されないものであるとの認識のもと、社会全体でその防止に向けた取組を進めるため、県、県民、事業者及び市町の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 人種等の属性 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認その他の属性をいう。 (2) 人権侵害情報 次に掲げるものに係る言動その他の言動により他人の権利を侵	（目的） 第1条 この条例は、誹謗中傷、プライバシーを侵害する言動、部落差別やヘイトスピーチなど不当な差別的言動等がSNS等インターネットを通じて容易に発信、拡散され、深刻な社会問題となっていることを踏まえ、こうした人権侵害は許されないものであるとの認識の下、社会全体でその防止及び被害者の支援に向けた取組を進めるため、県、県民、事業者及び市町の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 人種等の属性 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認その他の属性をいう。 (2) 人権侵害情報 次に掲げるものに係る言動その他の言動により他人の権利を侵	ネットを通じて拡散され社会問題になっているのは、悪質な誹謗中傷に限らないため「悪質」の文言を削除する。 被害者支援を明確化する。

害すると認められる情報をいう。 ア 誹謗中傷 イ 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの ウ 人種等の属性を理由としてする侮辱又は人種等の属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発すると認められるもの（以下「不当な差別」という。） (3) 人権侵害行為 特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第1号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）により人権侵害情報を流通させることをいう。	害すると認められる情報をいう。 ア 誹謗中傷 イ 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの ウ 人種等の属性を理由としてする侮辱又は人種等の属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発すると認められるもの（以下「不当な差別」という。） (3) 人権侵害行為 特定電気通信（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する特定電気通信をいう。以下同じ。）により人権侵害情報を流通させることをいう。 (4) 特定の個人 県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。 (5) 集団 特定の個人により構成される集団をいう。	第10条（防止措置の要請）の条文で規定すると読みにくいため、第2条の定義で規定する。
--	--	---

(県の責務) 第3条 県は、人権侵害行為の防止に関する施策を実施するものとする。 (県民の責務) 第4条 県民は、人権侵害行為の防止の必要性についての理解を深め、国、県及び市町が実施する人権侵害行為の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の責務) 第5条 事業者は、人権侵害行為の防止の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、国、県及び市町が実施する人権侵害行為の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。	(県の責務) 第3条 県は、国及び市町との連携を図りつつ、人権侵害行為の防止に関する施策及び人権侵害行為による被害者を支援するための施策を実施するものとする。 (県民の責務) 第4条 県民は、SNS等インターネットにおける人権侵害は許されないとの認識を深めるとともに、国、県及び市町が実施する人権侵害行為の防止に関する施策及び人権侵害行為による被害者を支援するための施策に協力するよう努めなければならない。 (事業者の責務) 第5条 事業者は、人権侵害行為の防止及び被害者の支援に向けた取組の必要性についての理解を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、国、県及び市町が実施する人権侵害行為の防止に関する施策及び人権侵害行為による被害者を支援するための施策に協力するよう努めなければならない。	国等との連携、①加害者発生防止、②被害者支援の両輪で取り組むことを明確化する(以下同じ。) 県民に人権侵害行為は許されないものであるとの認識を持ってもらうことが最も重要であるため、その旨規定する。 事業活動を行うに当たって、①加害者発生防止、②被害者支援の必要性を理解することを明確化する。
--	--	--

(市町の責務) 第6条 市町は、人権侵害行為の防止に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、国及び県が実施する人権侵害行為の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。 (啓発等) 第7条 県は、人権侵害行為の防止に関する県民の理解を深めるため、啓発その他の必要な施策を実施するものとする。 (相談、情報の提供等) 第8条 県は、人権侵害行為について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の必要な施策を実施するものとする。	(市町の責務) 第6条 市町は、国及び県との連携を図りつつ、その地域の実情に応じ、人権侵害行為の防止に関する施策及び人権侵害行為による被害者を支援するための施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。 (啓発等) 第7条 県は、県民及び事業者に対し、人権意識の高揚、SNS等インターネットを利用する場合におけるモラル及びリテラシーの向上に取り組む等、人権侵害の防止に向けた啓発その他の必要な施策を実施するものとする。 (相談、情報の提供等による支援) 第8条 県は、人権侵害行為に関する相談に応じ、特定電気通信役務提供者（法第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。）に対する人権侵害情報の送信を防止する措置（以下「防止措置」という。）を求めるための方法その他の必要な情報の提供及び助言、専門的な知識又は技能を有する者の紹介その他の支援を行うものとする。	県と市町との連携を明確化する。 啓発の目的等を明確化する。 県民が自ら削除依頼を行うための方法を助言することや、開示請求に係る公的窓口の紹介などについて、具体的に規定する。
--	---	---

(調査、情報収集等) 第9条 県は、特定電気通信により流通する人権侵害情報を把握するため<u>の調査、情報収集</u>その他必要な措置を講ずるものとする。 2 県は、前項の規定による措置により把握した人権侵害情報について、必要があると認める場合は、国、市町その他関係機関に対し、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。 (防止措置の要請) 第10条 知事は、特定の個人<u>(県内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。)</u>若しくは<u>当該個人により構成される</u>集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報(不当な差別に該当するものに限る。以下本条及び次条において同じ。)が特定電気通信により流通していることが明らかであり、当該流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があったとき<u>その他必要がある</u>と認めるときは、<u>当該特定電気通信役務提供者に対し、当該人権侵害情報の送信を防止する措置</u>(以下「防止措置」という。)の要請を行うことができる。	(人権侵害情報の収集等) 第9条 県は、特定電気通信により流通する<u>集団又は県内の特定の地域に関する</u>人権侵害情報<u>であって、不当な差別が含まれるもの</u>を把握するため、収集その他必要な措置を講ずることができる。 2 県は、前項の規定による措置により把握した人権侵害情報について、必要があると認める場合は、国、市町その他関係機関に対し、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。 (防止措置の要請) 第10条 知事は、特定の個人若しくは集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報(不当な差別が含まれるものに限る。以下本条において同じ。)が特定電気通信により流通していることが明らかであり、当該流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があったとき<u>(当該者が防止措置を求めてもなお防止措置がとられないときに限る。)</u>、又は前条第1項の規定による措置により人権侵害情報を把握したときは、防止措置の要請を行うことができる。	県がネットモニタリングを通じて情報収集する趣旨であるため、「調査」の文言を削除する。情報収集の対象は、<u>不当な差別が含まれるもので、県内の集団(例：ヘイトスピーチ)又は県内特定地域(例：同和地区の摘示)</u>とすることから、その旨、明確化する。 「個人」に関するものについては、当該個人からの申出があった場合に、当該個人が防止措置を求めても防止措置がとられず、それが不当な差別に該当するものであるときに、県が個人に代わって防止措置の要請を行うことができる旨、明確化する。 モニタリングや関係機関からの情報提供で把握した「集団、特定地域」に関する不当な差別については、防止措置の要請を行うことができる旨、明確化する。
--	---	---

(指導又は助言) 第11条 知事は、前条の規定による要請を行ってもなお防止措置がとられない場合で、当該人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、当該人権侵害情報を流通させないよう、必要な指導又は助言を行うことができる。 (要請等の基準) 第12条 知事は、第10条の規定による要請及び前条の規定による指導又は助言については、別に定める基準に基づき行うものとする。	(指導又は助言) 第11条 知事は、前条の規定による防止措置の要請を行ってもなお防止措置がとられない場合で、当該人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。 2 知事は、前項の指導又は助言を行おうとするときは、あらかじめ、当該人権侵害行為を行った者の意見を聴くものとする。 (防止措置の要請等の基準) 第12条 知事は、第10条の規定による要請及び前条の規定による指導又は助言については、別に定める基準に基づき行うものとする。 2 知事は、前項の基準を定めるに当たっては、表現の自由その他の国民の権利に配慮するものとする。 3 知事は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、特定電気通信の利用その他の方法により公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。	指導目的は、当該人権侵害情報を流通させないことに限らないため削除する。 相手方の事情をよく聴いた上で、指導又は助言を行うかどうかを判断する旨、明確化する。 基準の策定に当たっては、表現の自由に配慮することを明確化する。 透明性確保の観点から、削除基準を公表する旨を明確化する。
---	--	--

(財政上の措置等) 第13条 県は、人権侵害行為の防止に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。	(防止措置の要請等の状況の公表) 第13条 知事は、毎年1回、次に掲げる事項について、特定電気通信の利用その他の方法により公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。 (1) 第10条の規定による防止措置の要請の実施状況 (2) 第11条第1項の規定による指導又は助言の実施状況 (3) その他知事が必要と認める事項 (財政上の措置等) 第14条 県は、人権侵害行為の防止に関する施策及び人権侵害行為による被害者を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。	透明性確保の観点から、削除要請や指導・助言の実施状況等について公表する旨を明確化する。ただし、公表により申出人が特定されるおそれがある場合などは公表しない等柔軟に対応するため、非公表のただし書を設ける。
--	---	--